

公開用

令和5年3月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和5年3月28日

春日部市教育委員会

I	期 日	令和5年3月28日 火曜日
II	場 所	教育センター 視聴覚ホール
III	開 会	13時30分
IV	閉 会	14時53分

V 教育長及び出席委員

教育長職務代理者	水沼 章文
委員	金森 良泰
委員	秋山 早苗
委員	岡田 新司

VI 欠席委員

教育長	鎌田 亨
-----	------

VII 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	中島 拓
学校教育部学務指導担当部長	舘野 俊之
学校教育部次長兼学校総務課長	篠原 直樹
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	大野 明彦
施設課長	金子 恵訓
学務課長	柴山 伸之
教職員担当課長	瀬高 武夫
指導課担当課長兼教育相談センター所長	山本 智英

【社会教育部】

社会教育部長	大川 裕之
社会教育部次長兼社会教育課長	神谷 司
社会教育部参事兼社会教育課生涯学習推進担当課長兼	
視聴覚センター所長	木舟 宏美
社会教育部参事兼中央公民館長	矢野 仁史
文化財保護課長	中野 達也
文化財保護課担当課長兼郷土資料館長	實松 幸男
スポーツ推進課長	清水 一男

VIII 書記

学校総務課 総務担当主幹	林 亮平
学校総務課 総務担当主査	伊藤 知子

IX 署名委員の指名

金森委員

X 会議に附した議案

- 議案第 9号 春日部市教育委員会事務決裁規則の一部改正について
- 議案第10号 春日部市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の一部改正について
- 議案第11号 春日部市教育委員会表彰規則の一部改正について
- 議案第12号 春日部市教育委員会文書取扱規程及び春日部市教育委員会公印規程の一部改正について
- 議案第13号 令和5年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策について
- 議案第14号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について
- 議案第15号 教育財産の用途廃止について
- 議案第16号 春日部市学校給食センター条例施行規則の一部改正について
- 議案第17号 春日部市学校給食センター運営委員会委員の委嘱に関する規則の一部改正について
- 議案第18号 春日部市学校給食連絡協議会規則の一部改正について
- 議案第19号 春日部市小学校・中学校給食運営委員会規程の一部改正について
- 議案第20号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について
- 議案第21号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命について
- 議案第22号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- 議案第23号 春日部市文化財保護条例施行規則の一部改正について
- 議案第24号 春日部市郷土資料館条例施行規則の一部改正について
- 議案第25号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第26号 春日部市教育委員会職員の人事異動について
-
- 報告第 5号 春日部市教育委員会が要綱で定める要綱の見直し規定の改正に伴う関係要綱の整備に関する要綱の制定について
- 報告第 6号 春日部市教育委員会事務評価委員会要綱の制定について
- 報告第 7号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校電話機の利用による実費徴収要綱の制定について
- 報告第 8号 春日部市学校プールの効率的利用に関する方針策定庁内検討委員会要綱の廃止について
- 報告第 9号 行政財産の処分について
- 報告第10号 春日部市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
- 報告第11号 春日部市長の権限に属する事務の一部を春日部市教育委員会に委任する規則の一部改正について
- 報告第12号 春日部市学校給食費の減免に関する事務取扱要綱の制定について
- 報告第13号 春日部市いじめ問題対策連絡協議会規則の一部改正について

- 報告第14号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱に係る専決処理について
- 報告第15号 令和4年度活躍する春日部の子供たちについて
- 報告第16号 令和4年度春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員の人事評価について
- 報告第17号 令和5年度当初教職員の人事異動について
- 報告第18号 春日部市部落差別を解消するための同和教育の基本方針について
- 報告第19号 春日部市放課後子ども教室事業実施要綱の廃止について
- 報告第20号 春日部市放課後子ども教室運営委員会要綱の廃止について
- 報告第21号 春日部市青少年学習支援事業実施要綱の廃止について
- 報告第22号 春日部市立図書館指定管理者候補者選定委員会要綱の制定について
- 報告第23号 春日部市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会要綱の制定について
- 報告第24号 春日部市文化財保存活用地域計画策定庁内検討委員会要綱の廃止について
- 報告第25号 春日部市市史編集委員要綱の制定について
- 報告第26号 令和5年3月春日部市議会定例会について

XI 議題及び議事の概要

水沼教育長職務代理者

ただいまから3月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。金森委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

事前に配付した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

前回会議録は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいでください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第9号 春日部市教育委員会事務決裁規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第9号 春日部市教育委員会事務決裁規則の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、事務局組織の変更に伴い、春日部市教育委員会事務決裁規則の一部を改正したく提案するものでございます。

次に、主な改正内容につきまして、説明申し上げます。議案書2ページをご覧ください。

第3条第1項 決裁事項及び専決事項につきまして、学校教育部では、学校総務課を教育総務課に名称変更するとともに、専決事項を第2項のとおり見直しております。なお、以降は便宜上カッコ2といったように説明させていただきます。また、施設課を教育施設課に名称変更するとともに、新設された学校給食課の規定を追加しております。なお、学校給食課の課長専決事項につきましては、主なものとして、(1)、(2)の2点を規定しております。

次に、社会教育部では、文化財保護課を文化財課に名称変更するとともに、課長の専決事項について(1)から(10)まで、それぞれ見直しを図っております。

附則につきましては、施行期日を、令和5年4月1日からしております。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第9号 春日部市教育委員会事務決裁規則の一部改正について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

水沼教育長職務代理者

挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第10号 春日部市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第10号 春日部市教育委員会の管理する個人情報の保護に関する規則の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。議案書4ページをご覧ください。

提案理由でございますが、「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、規則の一部を改正したく提案するものでございます。

次に、改正内容についてご説明申し上げます。議案書5ページをご覧ください。表右側、2か所の下線部の条例、規則を、表左側の条例、施行細則に改めるものでございます。

これは、令和5年4月1日から、地方公共団体にも法が直接適用され、全国的な共通ルールのもと、内閣府の外局である個人情報保護委員会が一元的に所管することとなるため、市の条例、規則が全部改正されたことに伴う、教育委員会規則の改正でございます。

附則につきましては、施行期日を、令和5年4月1日からとしております。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第10号 春日部市教育委員会が管理する個人情報の保護に関する規則の一部改正

について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

水沼教育長職務代理者

挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第11号 春日部市教育委員会表彰規則の一部改正についてを議題とし説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部長(兼)学校総務課長

議案第11号 春日部市教育委員会表彰規則の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。議案書6ページをご覧ください。

提案理由でございますが、事務局組織の変更に伴い、春日部市教育委員会表彰規則の一部を改正したく提案するものでございます。

次に、主な改正内容につきまして、説明申し上げます。議案書7ページをご覧ください。
第8条 庶務の規定につきまして、学校総務課を教育総務課に名称変更するものでございます。

附則につきましては、施行期日を、令和5年4月1日からとしております。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第11号 春日部市教育委員会表彰規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

水沼教育長職務代理者

挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第12号 春日部市教育委員会文書取扱規程及び春日部市教育委員会公印規程の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部長(兼)学校総務課長

議案第12号 春日部市教育委員会文書取扱規程及び春日部市教育委員会公印規程の一

部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。議案書 8 ページをご覧ください。

提案理由でございますが、事務局組織の変更に伴い、訓令の一部を改正したく提案するものでございます。

次に、主な改正内容につきまして、説明申し上げます。議案書 9 ページをご覧ください。

第 1 条は、文書取扱規程の一部改正についてでございます。第 3 条関係の別表につきまして、学校総務課を教育総務課に、施設課を教育施設課に、文化財保護課を文化財課に、それぞれ名称変更するとともに、学校給食課を追加し、その文書記号を「春教給」とするものでございます。

第 2 条は、公印規程の一部改正についてでございます。議案書 9 ページから 11 ページにかけてお示ししておりますとおり、学校総務課長の規定を、教育総務課長に変更するものでございます。

附則につきましては、施行期日を、令和 5 年 4 月 1 日からとしております。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第 12 号 春日部市教育委員会文書取扱規程及び春日部市教育委員会公印規程の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

水沼教育長職務代理者

挙手全員であります。よって、議案第 12 号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第 13 号 令和 5 年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策についてを議題とし説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第 13 号 令和 5 年度 春日部市 教育行政の基本方針・重点施策について、提案理由、及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。議案書 12 ページをご覧ください。

提案理由でございますが、教育全般についての基本的な方針等をまとめた、令和 5 年度の基本方針・重点施策を定めたく、提案するものでございます。

次に、主な内容につきまして説明申し上げます。別冊「令和 5 年度 基本方針・重点施策」をご覧ください。また、資料として、昨年度からの変更点をまとめた「新旧対照表」を添付いたしましたので、併せてご覧ください。

こちらにつきましては、2月定例教育委員会の勉強会にて、皆様に素案をお示しいたしましたが、その後、各担当で最終確認を行っております。素案からの変更点につきましては、「新旧対照表」において、薄く網掛けされている箇所となります。

それでは、概要につきまして、説明いたします。

はじめに、「令和5年度 基本方針・重点施策」1ページをご覧ください。1ページから3ページは、教育行政全体としての基本方針、及び重点施策となっております。次に、4ページから5ページは、教育委員会に関する「委員会運営の目標」、及び「委員会活動の重点事項」となっております。6ページ以降は、各課の「目標」「主な施策」「主な事業の概要」、及び「第2次総合振興計画後期基本計画の成果指標における目標」となっております。

こちらの「令和5年度 基本方針・重点施策」につきましては、4月上旬に春日部市ホームページにて公開する予定でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第13号 令和5年度春日部市教育行政の基本方針・重点施策について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

水沼教育長職務代理者

挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第14号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱についてを議題とし説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第14号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。議案書13ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和5年3月31日をもって、現委員の任期が満了することに伴い、春日部市教育委員会事務評価委員会要綱第3条第2項の規定に基づき、新たに委員を委嘱したく提案するものでございます。

次に、候補者でございますが、議案書14ページの候補者名簿をご覧ください。1番の、濱本 一氏は、共栄大学教育学部教授でございます。2番の、金井 俊二氏は、元春日部市立豊春小学校長でございます。3番の、白濱 容麗子氏は、元春日部市生涯学習地

域推進員でございます。なお、3番の白濱氏は、今回から新たに事務評価委員として委嘱したいと考えているものでございます。いずれの方につきましても、幅広い知識及び経験を有しており、春日部市の教育を熟知されている方でございます。

任期は、令和5年4月1日から、令和6年3月31日までの1年間でございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第14号 春日部市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

水沼教育長職務代理者

挙手全員であります。よって、議案第14号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第15号 教育財産の用途廃止についてを議題とし説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

議案第15号 教育財産の用途廃止について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。議案書15ページをご覧ください。

提案理由でございますが、旧庄和北公民館の土地について、今後、公民館としての跡地利用の計画がないことから、令和5年3月31日をもって教育財産の用途を廃止し、地方自治法第238条の2第3項の規定に基づき春日部市長に引継ぎを行うため、提案するものでございます。

用途廃止となる財産の詳細につきましては、議案書16ページの「旧庄和北公民館の土地明細書」及び17ページの「案内図」に記載したとおりでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第15号 教育財産の用途廃止について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

水沼教育長職務代理者

挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第16号 春日部市学校給食センター条例施行規則の一部改正についてを議題とし説明を求めます。

柴山課長、お願いします。

柴山学務課長

議案第16号 春日部市学校給食センター条例施行規則の一部改正について、ご説明申し上げます。議案書18ページをご覧ください。

提案理由につきましては、学校給食費の公会計制度の導入に伴い、春日部市学校給食費の管理に関する条例等を制定したことにより、関連規定を改正したく、提案するものでございます。

続きまして、規則の改正内容についてご説明申し上げます。次ページにありますとおり、第1条において引用条項を改めるものです。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第16号 春日部市学校給食センター条例施行規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

水沼教育長職務代理者

挙手全員であります。よって、議案第16号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第17号 春日部市学校給食センター運営委員会委員の委嘱に関する規則の一部改正についてを議題とし説明を求めます。

柴山課長、お願いします。

柴山学務課長

議案第17号 春日部市学校給食センター運営委員会委員の委嘱に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。議案書20ページをご覧ください。

提案理由につきましては、学校給食費の公会計制度の導入に伴い、春日部市学校給食費の管理に関する条例等を制定したことにより、関連規定を改正したく、提案するものでございます。

続きまして、規則の改正内容についてご説明申し上げます。21ページにありますとおり、本文において引用する条を改めるものでございます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第17号 春日部市学校給食センター運営委員会委員の委嘱に関する規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

水沼教育長職務代理者

挙手全員であります。よって、議案第17号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第18号 春日部市学校給食連絡協議会規則の一部改正についてを議題とし説明を求めます。

柴山課長、お願いします。

柴山学務課長

議案第18号 春日部市学校給食連絡協議会規則の一部改正について、ご説明申し上げます。議案書22ページをご覧ください。

提案理由につきましては、学校給食課の新設に伴い、庶務の規定を改正したく、提案するものでございます。

続きまして、規則の改正内容についてご説明申し上げます。次ページにありますとおり、第9条庶務の担当課を学校給食課に改めるものです。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第18号 春日部市学校給食連絡協議会規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

水沼教育長職務代理者

挙手全員であります。よって、議案第18号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第19号 春日部市小学校・中学校給食運営委員会規程の一部改正についてを議題とし説明を求めます。

柴山課長、お願いします。

柴山学務課長

議案第19号 春日部市小学校・中学校給食運営委員会規程の一部改正について、ご説明申し上げます。議案書24ページをご覧ください。

提案理由につきましては、学校給食課の新設に伴い、庶務の規定を改正したく、提案するものでございます。

続きまして、規程の改正内容についてご説明申し上げます。25ページにありますとおり、第7条庶務の担当課を学校給食課に改めるものです。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第19号 春日部市小学校・中学校給食運営委員会規程の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

水沼教育長職務代理者

挙手全員であります。よって、議案第19号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第20号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

大野課長、お願いします。

大野学務指導担当次長（兼）指導課長

議案第20号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について、申し上げます。議

案書 26 ページをご覧ください。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正に伴い、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正したく提案いたします。

改正する箇所は、同条例施行規則第 10 条、様式 22 号の一部です。資料 29 ページ、様式第 22 号の裏面、注意事項 2 をご覧下さい。公立の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第 8 条「補償を受ける権利」における、ただし書が削除されたことに伴い、注意事項 2 に従前含まれておりました、「株式会社日本政策金融公庫、若しくは沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合を除き」などの文言を削除するものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第 20 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

水沼教育長職務代理者

挙手全員であります。よって、議案第 20 号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第 21 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命についてを議題とし、説明を求めます。

大野課長、お願いします。

大野学務指導担当次長（兼）指導課長

議案第 21 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命について、申し上げます。議案書 32 ページをご覧ください。

春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員を、春日部市学校運営協議会規則第 8 条の規定に基づき、任命したく提案いたします。任命する学校運営協議会委員の一覧は、議案書 33 ページから 48 ページにございます。

なお、年度当初の教職員人事異動に伴い、今後、委員が変更、確定いたします。変更につきましては、次回の定例教育委員会にて報告させていただきます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

水沼教育長職務代理人

何かご質問はありませんか。

私から1点、41ページに記載されている武里西小学校、武里南小学校、春日部南中学校については、どのように捉えればよろしいでしょうか。

大野学務指導担当次長（兼）指導課長

武里西小学校、武里南小学校、春日部南中学校につきましては、1つの運営協議会で3校を対応するというございます。

水沼教育長職務代理人

ほかにご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理人

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第21号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

水沼教育長職務代理人

挙手全員であります。よって、議案第21号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第22号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

大野課長、お願いします。

大野学務指導担当次長（兼）指導課長

議案第22号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、申し上げます。議案書49ページをご覧ください。

春日部市立小学校、中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の欠員に伴い、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置に関する条例第1条の規定に基づき委嘱したく提案いたします。

委嘱する学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の一覧は、50ページにございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

水沼教育長職務代理人

何かご質問はありませんか。

岡田委員

私からは質問ではなく、医師会関連ということで補足説明をさせていただきます。

学校医については、高橋先生が新たに開業したことに伴い、小淵小学校を担当していただくこととなりました。また、馬場先生が眼科で新たに開業したことに伴い、今まで石川先生が一人で担当していた庄和地域の学校について、分割して担当していただくこととなりました。

水沼教育長職務代理者

ほかに何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第22号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

水沼教育長職務代理者

挙手全員であります。よって、議案第22号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第23号 春日部市文化財保護条例施行規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

議案第23号 春日部市文化財保護条例施行規則の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。議案書51ページをご覧ください。

提案理由でございますが、令和5年4月1日に博物館法の改正の施行に伴いまして、同法の条文を引用しております、春日部市文化財保護条例施行規則の一部を改正したく提案するものでございます。

次に、主な改正内容でございますが、議案書52ページをご覧ください。

所有者以外の者による公開につきまして、改正前の第15条第1項では、「次に掲げる」を、改正後におきましては「次の各号のいずれかに該当する」と変更し、公開施設の定義を明確にしております。また、第1号から第3号の各号につきましては、法改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

附則につきましては、施行期日を、令和5年4月1日からとするものです。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第23号 春日部市文化財保護条例施行規則の一部改正について原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

水沼教育長職務代理者

挙手全員であります。よって、議案第23号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第24号 春日部市郷土資料館条例施行規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

實松館長、お願いします。

實松郷土資料館長

議案第24号 春日部市郷土資料館条例施行規則の一部改正について、提案理由及びその主な内容について説明申し上げます。議案書53ページをご覧ください。

提案理由でございますが、郷土資料館に設置する職及び様式の見直しに伴い、春日部市郷土資料館条例施行規則の一部を改正いたしたく提案するものでございます。

次に、主な改正内容でございますが、議案書54ページをご覧ください。

はじめに、第2条第2項「職の設置」でございますが、「主査及び主任を置くことができる」の規定の前に、新たに「主幹」の職を加えるものです。次に、第3条第3項「職務」でございますが、「主査、主任、主事その他必要な職員の職務」の規定の前に、新たに「主幹」の職を加えるものです。次に、第6条、資料の館内利用を規定します様式第1号及び様式第2号につきましては、資料館の所蔵資料の利用許可申請書の様式の統合を図るとともに、必要な用語の整理その他所要の改正を行うものです。

続きまして、議案書55ページをご覧ください。第10条に規定しております、様式第3号から第6号につきましては、先ほど説明いたしました様式の統合に伴い様式番号の変更が生じることから、所要の改正を行うものです。

最後に、附則につきましては、本規則の施行期日を、令和5年4月1日からとするものです。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第24号 春日部市郷土資料館条例施行規則の一部改正について原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

水沼教育長職務代理者

挙手全員であります。よって、議案第24号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第25号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

清水課長、お願いします。

清水スポーツ推進課長

議案第25号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。議案書65ページをご覧ください。

はじめに、提案理由でございますが、春日部市スポーツ推進委員の補充に伴い、春日部市スポーツ推進委員条例第3条第2項の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます。

次に、66ページの候補者名簿をご覧ください。本日、提案させていただきます候補者につきましては、随時募集期間（令和5年12月22日まで）に応募された方です。

ご自身は、地域のソフトボールチームに所属され、市民の方々にスポーツの楽しさを伝えたい、スポーツを通じた地域コミュニティの醸成に貢献したいというお気持ちで応募されたところでございます。

最後に、委員の任期につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第25号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

水沼教育長職務代理者

挙手全員であります。よって、議案第25号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第26号 春日部市教育委員会職員の人事異動についてを議題としますが、本案は職員の人事に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

《非公開議案の審議》

議案第26号 春日部市教育委員会職員の人事異動について

水沼教育長職務代理者

会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第5号 春日部市教育委員会が要綱で定める要綱の見直し規定の改正に伴う関係要綱の整備に関する要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

報告第5号 春日部市教育委員会が要綱で定める要綱の見直し規定の改正に伴う関係要綱の整備に関する要綱の制定について、報告申し上げます。議案書68ページをご覧ください。標題の要綱を制定したので、別紙のとおり報告するものでございます。

次に、制定内容について、説明申し上げます。議案書69ページをご覧ください。第1条、本要綱の目的でございますが、令和4年12月に策定した「春日部市補助金ガイドライン」に基づき、補助金等支出の効果の検証を行ったことに伴い、関係要綱を一括して改正し、要綱の見直し規定を整備するものでございます。

別表にお示ししている教育委員会所管の補助金要綱につきまして、第2条に規定しておりますとおり、「令和5年」又は「平成35年」の規定を、「令和10年」に改めるものでございます。

なお、附則につきましては、施行期日を、令和5年4月1日からとしております。

以上、報告いたします。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

次に、報告第6号 春日部市教育委員会事務評価委員会要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

報告第6号 春日部市教育委員会事務評価委員会要綱の制定について、報告申し上げます。議案書71ページをご覧ください。

機構改革に伴い、教育委員会事務局の組織を変更したことから、要綱を制定したので、別紙のとおり報告するものでございます。

次に、制定内容について、説明申し上げます。議案書72ページをご覧ください。第9条、庶務の規定について、「学校総務課」から「教育総務課」に、見直しを図ったものでございます。

附則につきましては、施行期日を、令和5年4月1日からとしております。

以上、報告いたします。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

次に、報告第7号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校電話機の利用による実費徴収要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

報告第7号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校電話機の利用による実費徴収要綱の制定について、報告申し上げます。議案書74ページをご覧ください。

機構改革に伴い、教育委員会事務局の組織を変更したことから、要綱を制定したので、別紙のとおり報告するものでございます。

次に、制定内容について、説明申し上げます。議案書75ページをご覧ください。第5条、徴収金の取扱いの規定について、「学校総務課長」から「教育総務課長」に、見直しを図ったものでございます。

附則につきましては、施行期日を、令和5年4月1日からとしております。

以上、報告いたします。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

次に、報告第8号 春日部市学校プールの効率的利用に関する方針策定庁内検討委員会要綱の廃止についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

報告第8号 春日部市学校プールの効率的利用に関する方針策定庁内検討委員会要綱の廃止について、報告申し上げます。議案書78ページをご覧ください。

廃止した理由でございますが、令和5年3月に、春日部市学校プールの効率的利用に関する方針の策定が完了したことに伴い、検討委員会の運営が不要になったため、要綱を廃止したものでございます。

廃止要綱につきましては、79ページにお示ししたとおりでございます。

以上、報告いたします。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

次に、報告第9号 行政財産の処分についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

報告第9号 行政財産の処分について、報告申し上げます。議案書80ページ及び81ページをご覧ください。本案件は、宮川小学校に隣接する土地の財産処分を行うものでございます。

次に、議案書82ページ的位置図をご覧ください。財産処分の対象地は、新方袋 字宮川耕地1111番3、宮川小学校の体育館北側、斜線部分の土地でございます。

処分に至った経緯でございますが、昭和53年の開校当時から、点線で囲まれた一筆の土地を、学校用地として所有者から賃貸借しておりましたが、令和3年に、土地所有者から有償譲渡の申し出があり、令和4年12月に取得いたしました。

この土地につきましては、一筆の土地が、学校用地、道路用地として使用されていたことから、土地を取得した後に分筆し、道路用地部分68.51平方メートルを、市役所建設部道路管理課へ所管替えするため、行政財産の処分を行ったものでございます。

以上、報告いたします。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

次に、報告第10号 春日部市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

柴山課長、お願いします。

柴山学務課長

報告第10号 春日部市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について、報告いたします。議案書83ページをご覧ください。

このたび規則の一部改正に至った理由・経緯でございますが、令和5年度からの学校給食費に係る公会計制度の導入に伴い、学校給食費を市が管理することになったことから、当該事務を教育委員会事務局職員に補助執行させるため、規則の改正を行うものです。

議案書84ページをご覧ください。規則改正の主な内容について説明申し上げます。第2条補助執行事務に学校給食費の管理に関することを追加するものです。

なお、この規則は、公会計制度の開始にあわせて令和5年4月1日から施行するものです。

以上、報告いたします。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

次に、報告第11号 春日部市長の権限に属する事務の一部を春日部市教育委員会に委任する規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

柴山課長、お願いします。

柴山学務課長

報告第11号 春日部市長の権限に属する事務の一部を春日部市教育委員会に委任する規則の一部改正について、報告いたします。議案書85ページをご覧ください。

このたび規則の一部改正に至った理由・経緯でございますが、令和5年度からの学校給食費に係る公会計制度の導入に伴い、学校給食費を市が管理することになったことから、規則の改正を行うものでございます。

議案書86ページをご覧ください。規則改正の主な内容について説明申し上げます。第2条委任事務から、給食センターの学校給食費の管理に関することを削除するものです。今後は、先ほどの報告第10号の補助執行事務に包含されるものでございます。

なお、この規則は公会計制度の開始にあわせて令和5年4月1日から施行するものです。

以上、報告いたします。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

次に、報告第12号 春日部市学校給食費の減免に関する事務取扱要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

柴山課長、お願いします。

柴山学務課長

報告第12号 春日部市学校給食費の減免に関する事務取扱要綱の制定について、御報告いたします。議案書87ページをご覧ください。

このたび要綱の制定に至った理由・経緯でございますが令和5年度からの学校給食費に係る公会計制度の導入に伴い、学校給食費について、天災その他これに関する災害を受け、納入することが困難と認められるときなどにおける減免に関する事項を定めるため、新たに要綱として制定したものです。

議案書88ページをご覧ください。要綱の主な内容について説明申し上げます。

第1条では、本要綱の趣旨を定めております。学校給食費の減免に関して必要な事項を定めることを趣旨としています。第2条では、対象及び割合について定めております。天災その他これに類する災害を受け、学校給食費を納入することが困難と認められるとき並びに市長が特に必要と認めるときについて、それぞれ割合を定めております。第3条では、適用範囲について定めております。第4条以降では、申請手続き等について定めております。

なお、この要綱は、公会計制度開始にあわせて令和5年4月1日から施行するものです。

報告第12号 につきましては、以上でございます。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

次に、報告第13号 春日部市いじめ問題対策連絡協議会規則の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

大野課長、お願いします。

大野学務指導担当次長(兼)指導課長

報告第13号 春日部市いじめ問題対策 連絡協議会 規則の一部改正について、報告申し上げます。議案書90ページをご覧ください。

機構改革に伴い規則の一部を改正し、議案書91ページにあります委員について、それぞれ改正するものです。

以上、報告いたします。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

次に、報告第14号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱に係る専決処理についてを議題とし、説明を求めます。

大野課長、お願いします。

大野学務指導担当次長(兼)指導課長

報告第14号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医の委嘱に係る専決処理について、報告申し上げます。議案書92ページをご覧ください。

春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定により、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校医を委嘱したので、同規則第4条第2号の規定により報告いたします。

なお、委嘱した学校医名簿は、93ページにございます。

以上、報告いたします。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。岡田委員は何か補足等ございますか。

岡田委員

特にありません。

水沼教育長職務代理者

ほかに何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

次に、報告第15号 令和4年度活躍する春日部の子供たちについてを議題とし、説明を求めます。

大野課長、お願いします。

大野学務指導担当次長(兼)指導課長

報告第15号 令和4年度活躍する春日部の子供たちについて、御報告申し上げます。議案書94ページをご覧ください。

令和4年4月1日から令和5年3月16日までに、全国大会に出場した春日部の小学生、中学生について、一覧にまとめたものを、議案書95ページから100ページに掲載させていただきました。様々な分野で、多くの子供たちが優秀な成績を修めました。

また、特に優れた成果をおさめた児童生徒について、本日、市長表敬訪問を実施させていただきましたことを、併せて御報告させていただきます。以上でございます。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

これだけの子どもたちが活躍しているというのは、先生方の日々の努力の成果の一つなのであろうと理解しております。

ほかに何かございますか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

次に、報告第16号 令和4年度春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員の人事評価について を議題としますが、報告第16号及び第17号については、教職員の人事に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議ありません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第18条の規定に従いまして、これより会議を非公開とします。

《非公開の報告》

報告第16号 令和4年度春日部市立小・中・義務教育学校教職員の人事評価について

報告第17号 令和5年度当初教職員の人事異動について

水沼教育長職務代理者

それでは、会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。

次に、報告第18号 春日部市部落差別を解消するための同和教育の基本方針についてを議題とし、説明を求めます。

神谷課長、お願いします。

神谷社会教育部次長（兼）社会教育課長

報告第18号 春日部市部落差別を解消するための同和教育の基本方針について報告いたします。議案書104ページをご覧ください。

本方針は、105ページから120ページにお示ししましたとおり、部落差別を人権問題という本質から捉え、これまでの部落差別の解消の取組をあらゆる人権問題の解決に広げていくという視点をもって、真に人権が尊重される差別のない明るい社会づくりを目指すもので、今回、5年ぶりに見直しを行い、改定したものとなります。

見直しの主な内容は、平成28年に制定された部落差別解消推進法や昨年4月に制定さ

れた埼玉県部落差別解消推進条例の規定を受け、題名や用語の整理を行ったほか、学校教育や社会教育における部落差別解消に向けた必要な取組について整合を図ったものとなります。詳細につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

報告第18号につきましては、以上でございます。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

次に、報告第19号 春日部市放課後子ども教室事業実施要綱の廃止についてを議題とし、説明を求めます。

神谷課長、お願いします。

神谷社会教育部次長（兼）社会教育課長

報告第19号 春日部市放課後子ども教室事業実施要綱の廃止について報告いたします。

議案書121ページをご覧ください。

本要綱は、春日部市放課後子ども教室事業の実施に関し必要な事項を定めるものですが、組織機構改革に伴い、放課後子ども教室推進事業が、「社会教育部社会教育課」から「こども未来部こども育成課」に事務移管されることから、本要綱を廃止したものです。なお、令和5年度以降につきましては、市長部局のこども育成課において、新たに春日部市放課後子ども教室事業実施要綱を制定する流れとなっております。廃止した要綱については、122ページにお示ししたとおりでございます。

報告第19号につきましては、以上でございます。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

次に、報告第20号 春日部市放課後子ども教室運営委員会要綱の廃止についてを議題とし、説明を求めます。

神谷課長、お願いします。

神谷社会教育部次長（兼）社会教育課長

報告第20号 春日部市放課後子ども教室運営委員会要綱の廃止について報告いたします。議案書123ページをご覧ください。

本要綱は、春日部市放課後子ども教室の運営委員会に関し必要な事項を定めるものですが、組織機構改革に伴い、放課後子ども教室推進事業が、「社会教育部社会教育課」から「こども未来部こども育成課」に事務移管されることから、本要綱を廃止したものです。

なお、廃止した要綱については、124ページにお示ししたとおりでございます。

報告第20号につきましては、以上でございます。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

次に、報告第21号 春日部市青少年学習支援事業実施要綱の廃止についてを議題とし、説明を求めます。

神谷課長、お願いします。

神谷社会教育部次長（兼）社会教育課長

報告第21号 春日部市青少年学習支援事業実施要綱の廃止について報告いたします。議案書125ページをご覧ください。

本要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、学びの機会が減少または制限された高校生世代に対し、三千円分の図書カードを配布するための手続きを定めた要綱でございますが、令和2年度に本事業に充当された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時給付金」に係る国の会計検査が終了したことから、本要綱を廃止したものです。

なお、廃止した要綱については、126ページにお示ししたとおりでございます。

報告第21号につきましては、以上でございます。

水沼教育長職務代理者

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

次に、報告第22号 春日部市立図書館指定管理者候補者選定委員会要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

木舟課長、お願いします。

木舟社会教育部参事（兼）社会教育課生涯学習推進担当課長（兼）視聴覚センター所長

報告第22号 春日部市立図書館指定管理者候補者選定委員会要綱の制定について報告いたします。議案書127ページをご覧ください。

本要綱は、春日部市立図書館の指定管理者候補者の選定に関し必要な事項を定めるものですが、組織機構改革に伴い、これまでの要綱を廃止し、新たに春日部市立図書館指定管理者候補者選定委員会要綱を制定したものです。

次に、議案書128ページをご覧ください。主な改正内容でございますが、第3条において、新たな組織機構に合わせて「政策課長」を「行政デジタル改革課長」、「文化財保護課長」を「文化財課長」にそれぞれ改めております。また、指定管理者が運営する施設を所管する「スポーツ施設担当課長」を新たに加えたものです。

なお、本要綱は、令和5年4月1日から施行することとしております。

報告第22号につきましては、以上でございます。

水沼教育長職務代理者
何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者
次に、報告第23号 春日部市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。
木舟課長、お願いします。

木舟社会教育部参事（兼）社会教育課生涯学習推進担当課長（兼）視聴覚センター所長
報告第23号 春日部市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会要綱の制定について報告いたします。議案書130ページをご覧ください。

本要綱は、春日部市子ども読書活動推進計画の策定に関し必要な事項を定めるものですが、組織機構改革に伴い、これまでの要綱を廃止し、新たに春日部市子ども読書活動推進計画策定庁内検討委員会要綱を制定したものです。

次に、議案書131ページをご覧ください。主な改正内容でございますが、第3条において、新たな組織機構に合わせて「学校総務課長」を「教育総務課長」、「政策課長」を「政策企画課長」、「こども政策課長」を「こども育成課長」にそれぞれ改めております。

。なお、本要綱は、令和5年4月1日から施行することとしております。
報告第23号につきましては、以上でございます。

水沼教育長職務代理者
何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者
次に、報告第24号 春日部市文化財保存活用地域計画策定庁内検討委員会要綱の廃止についてを議題とし、説明を求めます。
中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長
報告第24号、春日部市文化財保存活用地域計画策定庁内検討委員会要綱の廃止につきまして報告申し上げます。議案書133ページをご覧ください。

本要綱は、文化財保護法第183条の3第1項に基づく「文化財保存活用地域計画」を策定するため設置された、「春日部市文化財保存活用地域計画策定庁内検討委員会」の運営等について定めたものでございます。令和3年度より協議会や審議会などによる協議や意見交換を進め、1月30日付けで文化庁との協議が終了し、計画案が確定したことに伴いまして、当該計画案の策定に際し、庁内の総合的な調整を行っていた本検討委員会の役割が終了いたしましたので、本要綱を廃止したものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日とするものでございます。
報告第24号につきましては、以上でございます。

水沼教育長職務代理者
何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者
次に、報告第25号 春日部市市史編集委員要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。
中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長
報告第25号、春日部市市史編集委員要綱の制定につきまして報告申し上げます。議案書135ページをご覧ください。
本要綱につきましては、2月定例教育委員会で可決いただきました「春日部市教育委員会事務局組織規則の一部改正」によりまして、課名変更が生じたことから、旧要綱を廃止し、新たに春日部市市史編集委員要綱を制定したものでございます。
議案書137ページをご覧ください。主な改正点でございますが、第8条の庶務を、教育委員会社会教育部文化財課に改めたものでございます。
附則におきましては、施行期日は、令和5年4月1日から、第3項では経過措置を定めたものでございます。
報告第25号につきましては、以上でございます。

水沼教育長職務代理者
何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者
次に、報告第26号 令和5年3月春日部市議会定例会についてを議題とし、説明を求めます。
篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長
報告第26号 令和5年3月春日部市議会定例会について、報告いたします。議案書138ページをご覧ください。
会期は、2月14日から3月16日の31日間で行いました。提出議案のうち、教育委員会関係の議案は、議案第4号、8号、22号、30号の4件であり、原案のとおり可決されました。
次に、一般質問では、27人の議員から質問があり、このうち教育委員会関係につきましては、11人の議員から質問がございました。質問項目につきましては、お示しのとおりでございます。参考に一般質問の学校教育に関するダイジェスト版を配付いたしましたので、参考に後ほどご覧ください。
以上、報告いたします。

水沼教育長職務代理者

ダイジェスト版をご覧いただくと、議会の流れが確認できるということでございます。
何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

水沼教育長職務代理者

以上で、報告を終了します。
それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

中島学校教育部長

4月定例会につきましては、4月20日、木曜日、午後3時00分から、本会場、教育センター2階、視聴覚ホールでの開催を予定しております。
以上でございます。

水沼教育長職務代理者

以上で、3月定例教育委員会を閉会いたします。

